

# 総合健康診断（人間ドック）のご案内

小須戸町国民健康保険では、加入者の健康を守り、促進する目的で「総合健康診断（一日人間ドック）経費2万5千円助成」を実施いたします。進んで受診しましょう。  
 （次回は14年1月・2月実施の予定です。）

## 受診対象者の条件

- 本年度中で満年齢が35才以上の人。（昭和42年3月31日以前に生まれた人）
  - 国民健康保険加入者であり、国民健康保険税の滞納世帯でないこと。
- 注意……現在対象となる人でも、受診するまでに国保加入者でなくなった時は受診できませんので、早めに国保喪失手続きをしてください。また、その予定の方も御連絡ください。

## 受診者の負担金

皆さんの負担金は検診機関により異なりますが、10,700円～14,900円です。  
 （受診の日にお持ち願います。）

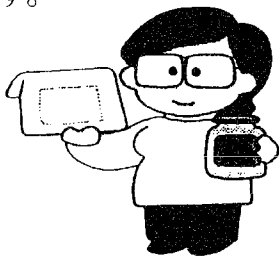
## 受診日・検診機関

■10月9日(火)・11日(木)・12日(金)・18日(木) 新潟県労働衛生医学協会 新潟市川岸町1-39-5
■10月の毎週火・木曜日 白根健生病院 白根市大字上下諏訪木770-1
■10月の毎週月～金曜日 新津医療センター病院 新津市古田610
■10月の毎週月・水～土曜日（ただし、第2・4土曜日は休診のため除く） 下越病院 新潟市中沢町1番23号
■10月16日(火)～21日(日) 新潟県健康管理協会 新潟市新光町11番地1
■10月1日(月)・4日(木)・10日(水)・16日(火)・17日(水)・18日(木) 新潟県保健衛生センター 新潟市川岸町2丁目11番11

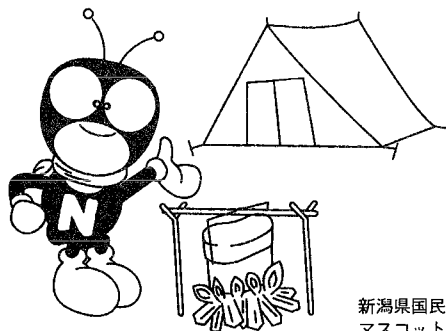
◎申し込み状況により、受診日の変更をお願いする場合があります。

## 申し込み

役場住民課国民健康保険係に申請書を備えてありますので、ご希望の方は、9月25日までに印鑑・保険証を持参のうえ、申請してください。

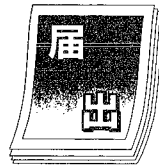


みつかる主な病気		
一般計測	肥満・やせすぎ いろいろな疾患 老人性難聴 職業性難聴	肝機能検査 各種肝疾患 (アルコール性肝障害) 肝炎、肝硬変症 脂肪肝、肝ガン
呼吸器系	肺ガン・肺結核 気管支喘息 気管支拡張症 肺気腫など	胆道疾患 (胆石症、胆のう炎) 栄養不良
循環器系	高血圧 脳血管疾患 動脈硬化症 心冠動脈疾患 (心筋梗塞症、狭心症) 心臓弁膜疾患	糖尿病 貧血、白血病 その他の血液疾患 その他の消耗性 全身疾患
泌尿器系	腎疾患 尿路疾患 痛風 血清電解質異常	リウマチ ガン一般 A、B、O、AB(Rh因子)
消化器系	胃ガン・胃ポリープ 胃・十二指腸潰瘍 胆のう、肝臓、脾臓 膵臓、腎臓の疾患 大腸ガン 痔機能検査	子宮ガン・子宮筋腫 付属器疾患・膣炎等 乳ガン 体力テスト・栄養指導



新潟県国民年金  
マスコットゆめあり  
(夢あり)君

# ゆめあり通信



## あなたの場合は？

### 任意加入制度

1 日本国内に住所を有する被用者年金制度の老齢(退職)年金をうけられる二十歳以上六十歳未満の者

2 日本国内に住所を有する六十歳以上六十五歳未満の者

3 日本国籍を有する者で外国に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者

あなたの場合は、六十歳になったら2に該当し、任意加入をすることが出来ます。

そして、任意加入後、最低三年間の保険料を納めれば受給要件を満たすこととなり、老齢基礎年金の受給権が発生します。

また、年金額を増やしたいのであれば、残りの二年間を納めることも出来ます。

Tさん そのような制度があるのですか。わたしは、もう年金はもらえないものと思っていまして、大変安心しました。

窓口 また、平成七年四月から、国民年金の任意加入が七十歳までできるようになりました。Tさん 参考までに教えてください。

窓口 これは、年金の受給権確保を図るため、昭和三十年四月一日以前に生まれた人で六十歳以上七十歳未満の人について、任意加入の特例として設けられた制度です。

Tさん わたしの場合、六十歳以降も任意加入をして保険料を納めていけば、六十五歳になる前に老齢基礎年金の受給要件に必要な二五年間の保険料納付期間を満たすことができるの

Tさん 私の場合でも七十歳まで任意加入できるということですか。

窓口 この制度は、六十五歳までの任意加入をしてきた人が六十五歳になっても老齢年金の受給権が発生しない場合のあくまでも特例の制度です。あなたの場合は、六十五歳までの任意加入で老齢基礎年金の受給権を満たすことになるので、六十五歳以降の任意加入はできません。六十五歳までの任意加入の制度と大きく違う点は、老齢年金の受給要件を満たしている人が、年金額を増やすために加入するということができないということです。

Tさん わたしの場合、六十歳以降も任意加入をして保険料を納めていけば、六十五歳になる前に老齢基礎年金の受給要件に必要な二五年間の保険料納付期間を満たすことができるの

平成十四年四月から第三号被保険者の届出方法が変更の経緯

現在、お住まいの市区町村の国民年金の窓口へ提出していた第三号被保険者に関する各種届出(資格取得、資格喪失、種別変更、氏名変更、住所変更、死亡届)は、平成十四年四月から、配偶者である第二号被保険者が使用されている事業所の事業主等を経由して、健康保険等の被扶養者の届出と一緒に社会保険事務所へ提出することになります。

なお、健康保険組合を設立している事業主の場合は、被扶養者の届出は健康保険組合、第三号被保険者の届出は社会保険事務所に提出することになります。健康保険組合が事業主の委託を受け、第三号被保険者の届出を社会保険事務所へ提出する場合は、健康保険の被扶養者の届出と第三号被保険者の届出を一緒に健康保険組合へ提出していただくことになります。

**国民年金保険料の納付は便利で確実な口座振替で**

保険料の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。口座振替のご相談や手続きは、町内の金融機関か役場住民課で。